

日本インターベンショナルラジオロジー学会

専門医修練施設の認定に関する細則

本細則は専門医制度規約第8章、第9章の修練施設の認定基準に関するものである。

I. 修練指導者と修練

IVR学会認定専門医資格を有する修練指導者が1名以上常勤し、修練指導者のもとで、IVRの修練が充分できること。

II. 施設の整備

1) 診療組織

高度のIVR（診断目的の血管造影は除く）を行っている診療機関で、年間100件以上のIVRを行っている組織であること。

III. 修練内容

認定を受けようとする機関に於ける修練内容は、専門医制度委員会で決定した修練項目（修練施設申請書に記載）を含んでいなければならない。また、その機関は修練計画を作成し、申請書に記載しなければならない。

修練内容の変更は専門医制度委員会で決め、修練施設認定申請書類に記載する。

IV. 修練施設の認定並びに取り消しに関する事項

専門医制度規約第9章22条に従い、専門医の異動などにより修練施設の認定基準を満たさなくなれば直ちに専門医制度委員会に届け出ねばならない。専門医制度委員会の審議を理事会の承認を経て、認定を取り消す。

V. 申請

i) (申請時期)

施設認定を申請する施設は、審査を受けようとする年の12月末までに到着するよう施設認定書類を提出しなければならない。症例数の計算期間は審査を受けようとする年の前年の12月から審査を受けようとする年の11月末までとする。

ii) (専門医の着任時期と認定申請の要件)

日本IVR学会専門医が施設基準を満たした病院に赴任した場合、着任時からその年の11月末までに100例以上のIVRを行った場合、日本IVR学会専門医修練施設への認定のための申請を行うことができる。

iii) (資格取得後の症例数の計算)

日本IVR学会専門医資格を取得後から、施設認定に必要な症例数が有効となる

VI. 認定の更新

施設認定の更新は5年毎に行われなければならない。

VII. 認定基準の変更

施行細則の変更は専門医制度委員会、理事会の議を経て行うことができる。

VIII. 認定料は1万円とする。

本細則は2006年5月20日より改定施行する。